

業務委託契約書

群馬県（以下「甲」という。）と**<本件業務受託者名が入る>**（以下「乙」という。）は、次の条項により、「令和8年度 ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 令和8年度「ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業（**<実証テーマ名が入る>**）

（2）業務の内容 別添「委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月12日までとする。

（契約の金額）

第4条 契約金額は、金**<契約金額が入る>**円（消費税額及び地方消費税額込み）を上限とする。消費税額及び地方消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、本体価格に100分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金の支払いについては、群馬県財務規則第199条第1項第6号の規定に基づき免除する。

（委託業務の遂行方法、提案書、実証事業計画書等）

第6条 乙は、仕様書に基づき、委託業務の遂行に必要な具体的な履行方法等について、「事業実施計画書」を作成し、甲と協議のうえ実施しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について報告しなければならない。

(委託業務の完了及び検査)

第7条 乙は、第3条の履行期間内に、仕様書に規定する成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、本件成果品の提出があったときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託業務の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に書面で通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果が不合格となったときは、直ちに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、前条の検査を完了したときは、乙から書面による請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(概算払)

第9条 前条の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要と認めるときは、乙は、第4条に定める契約金額の10分の6に相当する額の範囲内で概算金を請求（別紙様式第1号）することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該書類を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上合意を得ることにより、本委託業務の内容を変更させることができる。

2 前項の場合において、甲及び乙が必要があると認めるときは、甲乙協議の上、本契約の履行期間、委託料を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、甲乙協議の上、必要な費用を負担しなければならない。

(再委託の事前承認)

第11条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲乙協議の上、あらかじめ甲が承諾した場合は、乙の責任の範囲において、業務の一部を第三者に委託させることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により協議し、あらかじめ甲が承諾した場合は、この限りではないものとする。

(成果物の所有権及び著作権)

第13条 本件成果物の所有権や著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属し、甲は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、当該著作物のうち乙が従前より保有するものの著作権は、乙に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (6) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項各号の規定により契約を解除したとき（同項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項各号の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟

について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超える存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第16条 乙が、第14条第2項並びに第15条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、本件成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、甲の指定した方法により乙に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。

2 甲は、本件成果品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）について、第7条に定める検査完了の日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第18条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(財務規則の適用)

第19条 この契約に定めのない事項については、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお、疑義があるときは、甲と乙が協議して定める。

（損害賠償）

第20条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（秘密情報及び個人情報の取り扱いについて）

第23条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の秘密情報については、各種法令の規定に則り管理するものとする。

2 甲及び乙は、本業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

※書面による契約締結の場合

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

※電子による契約締結の場合

上記契約の締結を証するため、電磁的記録によって本書を作成し、甲及び乙は合意の上、電子署名を施す。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山本 一太

乙 <名受託事業者の住所が入る>
<受託事業者名が入る>
<受託事業者の代表者氏名が入る>

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信

先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(作業場所の特定)

- 第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。
- 2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。
- 2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。
- 5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

- 第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。
- なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

- 第1 1 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。
- 2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第1 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地検査等)

- 第1 3 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について隨時検査し、又は報告を求めることができる。
- 2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

(漏えい等の報告)

- 第1 4 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

- 第1 5 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損

害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

別添様式 1

令和 8 年度 「ぐんま Agri × NETSUGEN 共創」 実証事業

委託料概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

名 称

代表者

令和 年 月 日 付けで契約締結した標記業務について、

下記により委託料 金 円を概算払により交付されたく委託契約書第 9 条の規定により請求します。

記

県委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了予定 年 月 日	摘要
	金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
円	円	%	円	%	円	%		

理由